

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	上野 智子
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論文題目			
<p style="text-align: center;">米国音楽療法士養成教育観の史的展開に関する研究                  —関係協会の成立・分離・統合過程の分析を通して—</p>			
論文審査担当者			
主 査	教 授	三村 真弓	
審査委員	教 授	古賀 一博	
審査委員	教 授	七木田 敦	
審査委員	准教授	伊藤 真	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本研究は、米国の音楽療法協会の設立・分離・統合といった動向の中で、協会刊行物を中心的史料として用い、その中の提言・提示、ならびに実践された音楽療法士養成教育から音楽療法士養成教育観の展開を読み解き、その意義と課題について明示することを目的としている。</p> <p>論文の構成は、次のとおりである。序章では本研究の背景、先行研究の検討、本研究の目的と方法について述べている。</p> <p>第1章では、National Association for Music Therapy（以下、NAMT）が設立された1950年から、American Association for Music Therapy（以下、AAMT）の前身であるUrban Federation of Music Therapists（以下、UFMT）発足前の1970年までのNAMTの音楽療法士養成教育観の変遷について論じている。協会設立当初は、職業的実践の蓄積から浮かびあがった「成功した音楽療法士」を音楽療法士養成教育のモデルとしていたが、その後の音楽療法士像は、チーム医療の一員として音楽を治療として用いる根拠を説明できる存在に変化し、音楽療法を行動科学や自然科学として捉えるようになっていったことを示している。</p> <p>第2章、第3章では、UFMTがNAMTから分離する形で発足した1971年から、上級レベルのコンピテンシーが提示された1986年までの時期を対象に、AAMTおよびNAMTの音楽療法士養成教育観の変遷について論じている。AAMTの音楽療法士養成教育では、NAMTとは異なり、高度な音楽能力を基盤に、セラピーの中で適切な音楽経験を選択し、クライアントの心情や態度に応じた即興演奏や音楽作品の創作等を通して、セラピストとクライアントとの関係性を構築しながら、臨床の目的を達成することが目指されていた。また、隣接職種の養成教育制度を鑑み、大学院レベルの教育の充実を図っていたことを指摘した。一方、NAMTにおいては、臨床現場や対象者の拡大・多様化に伴い、臨床現場や対象者に合わせた音楽療法モデルを扱う必要性が指摘された。また、音楽療法士養成教育を評価する試みが盛んに行われ、大学教員、現場の音楽療法士、そして学生間にある認識の違いを示した。さらには、インターンシップの実態と問題についても明らかにした。</p> <p>第4章では、1987年以降、音楽療法士養成教育をテーマとした、NAMTとAAMTが関わった調査研究および会議の報告書を中心に、両協会の音楽療法士養成教育観の変遷につ</p>			

いて論じている。報告書では、両協会の音楽療法士養成教育の違いが明示され、協力体制の必要性が訴えられた。そしてカリフォルニア音楽療法士養成教育シンポジウムでは、① 学士課程の音楽療法士養成カリキュラムは飽和状態にあり、大学院レベルの教育の充実や上級資格の設定が必要であること、② インターンシップ先と大学が連携して柔軟性のあるインターンシップを行うこと、③ コンピテンシーを音楽療法士養成教育の発展のために用いることが提言された。上記 3 点は、AAMT が進めてきた音楽療法士養成教育であり、直接的ではないものの、NAMT が AAMT の音楽療法士養成教育を評価したことを指摘した。

第 5 章では、American Music Therapy Association（以下、AMTA）として統合した後の音楽療法士養成教育指針および教本の分析と、統合から近年までの AMTA の音楽療法士養成教育の動向から、統合後の米国の音楽療法士養成教育について考察している。AMTA の音楽療法士養成教育は、偏りのない音楽療法士養成教育指針によって自由な音楽療法士養成教育を保障するものであった。しかし、多様化・多元化の進む現在の音楽療法への対応をはじめ、音楽療法士養成教育には多くの課題が残っていることを指摘している。

結章では、これらを総括し、米国の音楽療法士養成教育における関係協会の設立・分離・統合による意義として、① 協会の分離・統合が、米国における音楽療法の多様化とそれらの受容を促したこと、② コンピテンシーによる音楽療法士養成教育によって、職業としての音楽療法士像の明確化が促されたことを示している。さらに課題として、コンピテンシーによる音楽療法士養成教育は多様な音楽療法士養成教育を保障したが、大学院レベルの音楽療法士養成教育の充実の必要性や学士課程の音楽療法カリキュラムが飽和状態にあることなど、1980 年代に指摘された音楽療法士養成教育に関する問題は、未だに解決されていないことを指摘している。そして、コンピテンシーによる教育がこれらの諸課題を根本的に解決するわけではない点において、コンピテンシーによる教育の限界を指摘した。

本論文は以下の 3 点において高く評価できる。

第 1 に、約 50 年にわたる米国の音楽療法協会の設立・分離・統合の変遷において、協会刊行物を中心とした音楽療法士養成教育に関する議論を分析し、音楽療法士養成教育観の変容や音楽療法士養成教育の実態を通史的に実証したことである。音楽教育学における音楽療法に関する歴史研究、理論研究は非常に少なく、この点において本研究は音楽療法の基礎研究の発展に貢献したことに意義がある。第 2 に、音楽科教員養成に対して示唆を与える内容を含んでいることである。即興表現や創造的活動を行う音楽療法士の専門性の育成課程は、近年重視されている創造性の育成に関して、音楽科教員養成に重要な知見や新しい価値観を与えるだろう。第 3 に、音楽療法士養成教育の限界として、コンピテンシーでは解決できない諸課題を明確化したことである。コンピテンシーによる音楽療法士養成教育が多様性を保障するという側面を認めつつも、コンピテンシーそのものに養成教育の制度や枠組みを変える力はなく、むしろ米国の音楽療法士養成教育の諸課題はコンピテンシーでは解決できない部分にあり、統合以前からの諸課題とともに現代の音楽療法の実態を鑑みて新たな検討課題を提起したことは、本論文独自の成果といえる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和 2 年 2 月 14 日